

第 2 次宇陀市総合計画 基本構想の解説(案)

1. 基本理念(案)

市民の誇りや責任といった精神性を示すものとして平成 20 年に施行した「宇陀市民憲章」を、本計画の基本理念として位置付けました。

◆宇陀市民憲章

宇陀市は、記紀万葉の風が高原の緑をわたる、輝く歴史と豊かな文化の息づくまちです。かけがえない生命であるわたくし達は、宇陀市民としての誇りと責任を胸に、一人ひとりが未来への限りない発展を願い、この憲章を定めます。

- 一、すこやかな心とからだを保ち、だれもが生きがいを見いだせるまちを育てます。
- 一、共に支え合い、互いの尊厳を大切に、あたたかいまちを創ります。
- 一、人と自然が共生しひびき合う、やすらぎに満ちたまちを守ります。
- 一、歴史や先人の英知に学び、文化と産業の伸展する、活力あるまちを目指します。

2. 将来像(案)

市民参画や職員での議論を踏まえて、今後本市が 12 年間で目指す将来像を設定しました。

将来像は、第 1 次総合計画の将来像の考え方を継承するとともに、本市が今後 12 年間で「重点的に取り組むべき内容」と「宇陀市をイメージしやすい内容」を含めるものとしました。

◆将来像に含むべき内容

重点的に取り組むべき内容	宇陀市をイメージしやすい内容
<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て世代への支援等、人口減少の抑制 ● 移住や定住を促進するための暮らしやすさの向上 ● 地域資源を活かした魅力あるまちづくり ● 市民と職員の協働 ● 誰もが心豊かに、元気に暮らせるまち ● 各種課題に市が一体となって取り組む姿勢 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「自然」「歴史」「文化」等、豊かな地域資源 ● ウェルネスシティを示す「健幸」「生きがい」等のキーワード ● 「宇陀市」という名称 等



◆将来像(案)

みんなが生きがいをもって暮らせる魅力ある健幸なまち 宇陀市
～輝く歴史と文化の息づくまち～

3. 目指すまちの姿(案)

将来像の実現に向けて、分野別に宇陀市が今後目指していくべきまちの姿として、以下に示す 6 つの「目指すまちの姿」を定めました。各目指すまちの姿の概要について、以下より示します。

◆目指すまちの姿(案)

- 健幸なまち
- 暮らしやすいまち
- 活力あるまち
- 生涯輝くまち
- 自然豊かなまち
- 地域力を発揮するまち

3.1 健幸なまち

少子高齢化や人口減少が進む中で、乳児から高齢者まで、地域住民が生涯にわたり、住み慣れた地域で、いきいきと健康に生活できる環境整備が求められています。本市では「健幸」をキーワードとして、“健幸都市ウェルネスシティ”の実現を目指しています。また、厳しい行財政状況の中で「健幸」を実現するためには市民一人ひとりが自らの能力を発揮しながらお互いに助け合い、支えあう地域福祉の実現が求められます。

そのために、保健・医療・福祉が連携し、健康づくりを行うとともに、医療環境の整備、母子保健施策、高齢者施策、障がい者施策等の充実を図ります。また、「自助」「共助」「公助」の理念をまちに浸透させ、地域の特性を活かしながら、協働によるまちづくりを推進します。

※健幸とは・・・

「心地よい、快適だ」という意味の well(ウエル)に ness(ネス)を合わせた新語である、ウェルネス(Wellness)に漢字で「健幸」をあてた言葉です。ウェルネスとは、「身体、心、社会生活にわたって健康で快適な状態を創造し、発展させていくこと」と定義されています。本市では、健幸都市“ウェルネスシティ宇陀市”を進めています。

◆施策の方向性(案)

- “健幸都市ウェルネスシティ”宇陀市の実現
- みんなの幸せを支える福祉環境づくり
- 結婚・出産・子育て世代への魅力ある支援の充実
- 地域福祉・地域医療体制の充実

3.2 暮らしやすいまち

本市の魅力をより向上させるためには、誰もが住み良いまちづくりや安全・安心なまちづくりを進めることが必要です。また、厳しい行財政の中で、様々な都市基盤について、持続可能な整備・維持・活用を検討・実施していく必要があります。

こうした考えに基づいて、住み良いまちづくりや移住・定住を促進します。また、公共交通、道路交通網、上下水道や情報通信基盤などの公共インフラの持続的な整備・維持・活用とともに、災害に備えた安全・安心な暮らしの実現を進めていきます。

◆施策の方向性（案）

- みんなが住み良いまちづくりの実現
- 移住・定住の促進強化
- 公共インフラの持続的な整備・維持・活用
- 災害に備えた安全・安心な暮らしの実現

3.3 活力あるまち

本市は豊かな自然、古代から受け継がれる歴史や文化遺産をはじめとした地域資源を数多く有しています。一方、空洞化が進む中心市街地の活性化及び雇用環境の創出や人材確保が求められています。

こうした状況を踏まえ、地域資源を確実に未来へ継承していくとともに、保全と活用の多様性を検討しながら、農林業や商工業の振興、歴史や文化遺産を活かした集客交流のある観光の創出を行うなど、豊かで活力と個性がある地域産業の構築と持続可能な地域経済の発展に努めます。また、特に、インバウンドの増加や多様化する観光ニーズに対応するために、地域資源のPR活動の推進をはじめとした観光戦略を推進し、交流人口の増加を目指します。

◆施策の方向性（案）

- 地域資源の保全及び産業と連携した活用
- 地場産業の発展を担う次世代の人材の確保や育成
- 基幹産業である農林業の再生・活性化
- 商工業の再生・活性化
- 観光戦略の推進

3.4 生涯輝くまち

誰もがお互いの人権を大切にして、いじめ問題などがなく、性別や障がいの有無等にかかわらず、誰もが自分らしく生涯を通じて輝き、生きがいをもちながら暮らせることは、市民の幸せに直結します。また、まちづくりは、市民一人ひとりの豊かな人間性が基礎となって成立します。

誰もが学び、働き、活動できる地域づくりを進めるとともに、本市に住む誰もが地域で学習活動やスポーツ・レクリエーション活動などに取り組める文化的環境の整備に努めます。また、地域の特性を活かした教育と文化振興を進めます。

◆施策の方向性（案）

- 人権を大切にする共生のまちづくりの実現
- 子どもたちの教育環境の充実
- 多様な学びの場の整備・充実
- スポーツ・芸術・文化の振興

3.5 自然豊かなまち

地球温暖化やエネルギーの大量消費など、自然を取り巻く環境問題は本市でも例外ではありません。また、豊かな自然や美しい田園風景と調和したまちづくりは、本市の魅力の一つとなっています。

こうした、環境問題への対処や本市の魅力の向上を図るため、循環型社会への取り組み運動など、環境保護を地域づくりに活かしながら、自然と共生した、持続可能な快適なまちをめざします。

◆施策の方向性（案）

- 豊かな自然環境の保全・活用
- 生活環境の整備・充実
- 公園・緑地の整備・活用

3.6 地域力を発揮するまち

地方分権の進展や行政需要が複雑・多様化する中、市民のニーズを的確に把握することが重要となっています。また、行財政の健全化が緊急課題とされている中、行政だけがまちづくりを行うことは困難になっています。市民、ボランティア団体などと行政が連携することにより、本市に住むみんなで自分たちのまちについて考え、まちづくりに取り組む体制を整備し、住民自治の確立を目指した、新しいまちづくりを推進します。

◆施策の方向性（案）

- 市民と行政の協働のまちづくり
- 健全な行政運営の推進
- 広域行政の推進
- 地域力の再生・強化